

Business News

第285号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、2020年4月1日の法改正による「貸金消滅時効改正」の概要と留意点について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

貸金消滅時効改正の概要と留意点

貸金請求権の消滅時効期間の延長等を定めた改正労働基準法が、改正民法と同じく2020年4月1日より施行されました。今回はこの貸金請求権の消滅時効期間について、概要と留意点をご案内します。

1. 改正の背景

改正前の民法における消滅時効は、一般債権は10年、月又はこれより短い期間によって定めた従業員の給料に係る債権は1年とされていました。民法よりも優先される労働基準法では、労働者保護の観点等から民法より長く、退職手当を除く貸金、災害補償その他の請求権は2年、退職手当に関しては5年と定められていました。

2020年4月施行の改正民法により様々な消滅時効が原則5年に統一されることとなり、合わせて労働基準法の貸金請求権の消滅時効も見直されました。

2. 改正内容・留意点

改正労働基準法における貸金請求権の消滅時効は、改正民法の原則どおりの5年に延長され、合わせて貸金台帳等の保存期間も3年間から5年間に延長されました。

ところが、直ちに5年の長期にすると労使の権利関係を不安定にするおそれがあるため、経過措置で「当分の間は3年」とされました。「貸金請求権の消滅時効期間」、「貸金台帳等の記録の保存期間」、「割増貸金未払い等に係る付加金の請求期間」が該当します。（「当分の間」とは、改正案の要綱により「5年後に再検討」することが目安と考えられます。）

以上の法改正と経過措置により、2020年4月1日以降に支払われた貸金から、消滅時効期間が3年となっています。例えば、未払い貸金を従業員から請求されるケースでは、最大過去2年分の請求から3年分に拡大します。さらに、将来的に経過措置がなくなれば、最大5年間分となります。

万一、多数の社員への手当の支払漏れが発覚するようなことがあれば、高額な支払が必要となり経営を揺るがす事態になりえます。従来多かった未払い残業代の請求だけでなく、今後は非正規雇用社員から同一労働同一賃金の観点による差額貸金の請求が増えることも予想されます。各企業におかれては、貸金体系の整理が一層重要になっています。

3. その他の消滅時効期間

法案検討時には、年次有給休暇請求権と災害補償請求権の消滅時効期間についても議論されました。年次有給休暇は、従業員の健康確保や心身の疲労回復等という趣旨を踏まえて、権利発生年に一定の要件のもとに確実な取得が求められています。消滅時効期間を長くすることは制度趣旨に合わないため、従来通り2年のままとされました。

また、災害補償請求権については、労働者救済の観点から早期に権利を確定させることが制度として求められていることから、やはり従来通り2年のままとされています。

詳細は、厚生労働省の関連HPをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/topics/bukyoku/soumu/houritu/201.html>

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N285